

# 深川市議会政務活動費の交付に関する条例

改正 平成29年6月26日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、深川市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(交付対象)

第3条 政務活動費は、深川市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第4条 会派に対して交付する政務活動費は、毎年度4月1日（一般選挙が行われる年度にあつては、7月1日。以下「基準日」という。）の当該会派の所属議員数に年額12万円（以下単に「年額」という。）を乗じて得た額を1会計年度における上限額とする。

2 年度の途中において新たに結成された会派（議員の任期満了に伴う選挙により選出された議員が初めて会派を結成した場合を除く。）は、年額を12で除して得た額（以下「月額相当額」という。）に、結成された日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）から当該年度末までの月数を乗じて得た額に、所属議員数を乗じて得た額を当該会派の政務活動費の上限額とする。

3 年度の途中において解散した会派は、月額相当額に、解散の日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）から当該年度末までの月数を乗じて得た額に、所属議員数を乗じて得た額を除いた額を当該会派の政務活動費の上限額とする。

4 政務活動費は、当該会派における政務活動の実績に応じ、後払いにより交付する。

5 基準日及び第2項の初日において議員の辞職、失職、除名又は死亡があつた場合は、当該議員は第1項の所属議員数に含まないものとし、同日において議会が解散した場合は、政務活動費は交付しない。

(所属議員数の異動に伴う上限額の変更)

第5条 年度の途中において会派の所属議員数に異動が生じた場合は、前条第1項及び第2項に規定する上限額にかかわらず、次に掲げる変更を行うものとする。

- (1) 所属議員数が増加した場合は、月額相当額に、当該増加が生じた日の属する月の翌月から（その日が月の初日に当たる場合は、当月）から当該年度末までの月数を乗じて得た額に、増員数を乗じて得た額を当該会派の政務活動費の算定に加える。
- (2) 所属議員数が減少した場合は、月額相当額に、当該減少が生じた日の属する月の翌月から（その日が月の初日に当たる場合は、当月）から当該年度末までの月数を乗じて得た額に、減員数を乗じて得た額を当該会派の政務活動費の算定から減じる。

(交付申請)

第6条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費の交付に係る申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費の交付の変更に係る申請書を提出しなければならない。
- 3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派の解散に係る届出書を提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請又は届出があったときは、政務活動費の交付を決定し、当該会派の代表者に通知するものとする。

(実績報告及び交付請求)

第8条 会派の代表者は、基準日以降において政務活動費の交付を受けようとする政務活動を行ったときは、当該政務活動にかかる実績報告書及び当該実績報告書に記載された政務活動による支出に係る領収書の写しその他の証拠書類（以下「領収書等」という。）を議長に提出するとともに、市長に対し、議長を経由して当該政務活動に係る政務活動費の請求書を提出しなければならない。

(交付)

第9条 市長は、各四半期の末日までに提出された前条の規定による請求について、当該四半期の翌月20日までに政務活動費を交付するものとする。

(経理責任者)

第10条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第11条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費収支報告書（別記様式）により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散のときから30日以内に同項に規定する収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第12条 政務活動費の交付を受けた会派は、年度の途中の所属議員数の減少により当該会派に対して既に交付した政務活動費の総額が、減少後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、減少が生じた日の属する月の翌月の末日までに当該上回る額を市長に返還しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派は、年度の途中の解散により当該会派に対して既に交付した政務活動費の総額が解散前の所属議員数に基づいて算定した額を上回るときは、解散の日の属する月の翌月の末日までに当該上回る額を市長に返還しなければならない。

- 3 政務活動費の交付を受けた会派は、この条例の規定に反する政務活動費の支出が認められるときは、当該支出した額に相当する額の政務活動費を市長に返還しなければならない。

(実績報告書等の保存及び閲覧)

第13条 議長は、第8条の規定により提出された実績報告書及び領収書等並びに第11条第1項の規定により提出された収支報告書（以下これらを「実績報告書等」という。）を、提出があった日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の実績報告書等の閲覧を請求することができる。
- 3 議長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る実績報告書等に記載されている情報のうち、深川市情報公開条例（平成9年深川市条例第37号）第5条第1項第1号及び第2号に掲げる非公開情報を除いたものを閲覧に供するものとする。

(透明性の確保)

第14条 議長は、提出された実績報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

年 月 日

深川市議会議長  
様

会 派 名  
代表者名 印

政務活動費収支報告書

深川市議会政務活動費の交付に関する条例第11条第1項（第2項）の規定により、  
下記のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入  
政務活動費 円

2 支出

（単位：円）

科目	金額	備考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合計		

（注） 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 差額 円